

国際サステナビリティ基準審議会 御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
サステナビリティ報告研究会

公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」について

日本証券アナリスト協会のサステナビリティ報告研究会は、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）が2022年3月31日に公表した2つの公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項』」（以下、S1基準案。発効後はS1基準）及び「IFRS S2号『気候関連開示』」（以下、S2基準案。発効後はS2基準）のうち、S2基準案について意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約28,000名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA*）を擁する。

サステナビリティ報告研究会は、2021年3月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む8名の委員で構成されている。

当協会では、サステナビリティ報告研究会の委員及びCMAに対しS1基準案及びS2基準案に関するアンケートを実施し、S2基準案に関するアンケートについては20名から回答を得た。そのアンケートの集計結果を基に、サステナビリティ報告研究会の委員が議論して、当協会の意見書を作成した。なお、S2基準案に関するアンケートの集計結果は、付録資料として添付した。

記

はじめに

IFRS サステナビリティ開示基準に関する最初の公開草案が公表されたことを歓迎する。我々は、高品質で一貫性と比較可能性を備えたグローバルなサステナビリティ開示基準に対して、アナリストや投資家の緊急の要望があることを主張してきた。こうした緊急の要望に対し、IFRS財団及びISSBのリーダーシップにより、短期間で公開草案が公表されたことに感謝の意を表したい。

サステナビリティ情報の開示枠組みは進化の過程にある。ISSBには、IFRS サステナビリティ開示基準の策定及び改訂に当たり、基準としての安定性に配慮しつつ、この進化を捉えることができる機動性を持ってもらいたいと考える。

S2 基準案の各提案は、こうした我々の要望に応えるものであり、基本的に賛成したい。

ただし、あまりに高い開示基準を要求すれば、対応できる企業が少なくなり、かえって利用者であるアナリストや投資家に必要な開示情報が得られなくなることを懸念する声もあった。

例えば、利用者として産業別要求事項の有用性と重要性を評価する一方で、未だ様々な課題がある上に、現時点では要求事項として設定するだけのグローバルなコンセンサスが得られていないという懸念がある。このため、我々としては、今回の S2 基準案の基準化にあたり、「付録 B：産業別開示要求」については切り離れた上で、期間を定め、グローバルなコンセンサスの形成に向け、ISSB と利害関係者が十分な議論を行い、S2 基準の改訂作業として行われるべきであるという提案をしている。

こうした懸念を解消すべく、我々はいくつかの改善が必要と考えており、これらの改善提案については各質問のコメントで述べている。

なお、IFRS 財団と ISSB の尽力により短期間で公開草案が公開されたことは評価する一方、今回の公開草案に関する協議の機会が一度しかなく、かつ 120 日間で S1 基準案と S2 基準案への意見を求めたことは、グローバルなコンセンサス形成の観点から疑問を呈したい。ISSB には、今後の基準策定プロセスにおいて、グローバル・ベースラインとなるサステナビリティ開示基準に対する緊急の要望と、グローバル・ベースラインの基盤となるコンセンサス形成とのバランスを考慮して欲しい。それが、ISSB の基準設定者としての正当性を確固たるものにすると考えられるからである。

質問 1 — 本公開草案の目的

本公開草案の第 1 項は目的を示しており、企業は、一般目的財務報告の利用者が以下を可能とする、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することが要求されているとしている。

- 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること
- 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び結果が、気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること、及び
- 企業の計画、ビジネスモデル及びオペレーションを、気候関連のリスク及び機会に適応させるための企業の能力を評価すること

結論の根拠の BC21 項から BC22 項は、本公開草案の提案の理由を述べている。

- (a) 本公開草案で設定された目的に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価できるような情報に焦点を当てているか。
- (c) 本公開草案で示した開示要求は、第 1 項で述べた目的を満たしているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

S2 基準案の目的に関する提案に賛成する。我々のアンケートの Q1 では、回答者の 85.0% が S2 基準案の提案する目的は「妥当で明確であると思う。」と回答した。

気候変動の問題が深刻となる中で、S2 基準案の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示目的は明確であり、利用者が企業のリスク及び機会を認識し、企業価値評価を行うに当たって、有用なものになると考える。

さらに、S1 基準案と同様に、一般目的財務報告の一部と位置付け、利用者の企業価値評価に資する情報の開示を目的としたことを高く評価する。情報提供先を IFRS 会計基準と共通にすることで、財務情報と非財務情報が結合され、企業価値評価に資する情報提供が可能になるであろう。

ただし、並列で掲げられている 3 つの開示目的の内、最初の「気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価する」というのが主な開示目的である。文案を再構成して、2 つ目と 3 つ目の開示目的は最初の開示目的に従属するという関係を明確化すべきである。

また、「気候関連のリスク及び機会に関するエクスポージャーに関する情報」とあるが、「エクスポージャー」の定義を明確化すべきであるという意見もあった。

質問 2 — ガバナンス

本公開草案の第 4 項及び第 5 項は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにする情報を開示することを企業に要求することを提案している。この目的を達成するため、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数のガバナンス機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）に関する情報、並びに気候関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示することを企業に要求することを提案している。

本公開草案で提案されたガバナンスの開示要求は TCFD 提言に基づくものであるものの、本公開草案は、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすため、気候関連のガバナンス及び管理の一部の側面について、より詳細な開示を行うことを提案している。例えば、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの機関の責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを開示することを作成者に要求することを提案している。関連する TCFD 提言は、「気候関連のリスク及び機会に対するボードの監督と、気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割について記述すること」である。

結論の根拠の BC57 項から BC63 項は、本公開草案の提案及びその背景となる理由を説明している。

気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続について提案された開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

S2 基準案のガバナンスに関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの Q2 で、回答者の 85.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

S2 基準案がベースにした TCFD 提言は、既に気候関連開示のデファクトスタンダードとなっている優れたフレームワークである。しかし、フレームワークであるが故に、利用者が企業の気候関連のリスク及び機会をモニタリングして管理するのに必要なガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できる情報が、全ての企業から十分かつ比較可能な形で提供される保証はなかった。S2 基準案が提案する開示要求に応じた情報が企業から提供されれば、利用者はガバナンスのプロセス、統制及び手続に関して十分に理解でき、企業間の比較可能性を高めることになるであろう。

ただし、利用者が、ガバナンスの実効性を判断するにあたり、経営者の役員報酬体系の開示は有用な情報となるため、「指標及び目標」の第 21 項(g)にある報酬の開示要求を、「ガバナンス」の開示要求とすべきである。

質問 3 — 気候関連のリスク及び機会の識別

本公開草案の第 9 項は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会並びにそれらが短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に予想される時間軸を識別し、開示することを企業に求めることを提案している。第 9 項 (a)に記載された重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を識別する際、企業は、

産業別開示要求(付録B)に定義された開示トピックを参照することが要求されることとなる。

結論の根拠のBC64項からBC65項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという要求事項は、十分に明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、(産業別要求事項で定義された)開示トピックの適用可能性を検討するという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。このことは、開示の関連性及び比較可能性の改善につながるかと考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。そのような開示の関連性及び比較可能性を改善させる可能性のある追加的な要求事項はあるか。ある場合、何を提案し、それはなぜか。

S2 基準案の気候関連のリスク及び機会の識別方法と開示要求に関する提案には、基本的に賛成する。我々のアンケートのQ3では、回答者の60.0%がS2基準案の提案に「同意する。」と回答した。

企業価値評価において、企業を取り巻く重大な気候関連のリスク及び機会の識別は重要であり、その識別において、付録B「産業別開示要求」の開示トピックを活用する方向性に異論はなく賛成する。

ただし、S1基準案の意見書でも述べているが、「重大な(significant)」の説明がS1基準案及びS2基準案にはなく、S1基準・S2基準の本文で明示すべきである。

また、短期、中期及び長期という時間軸の開示は要求すべきではあるが、ビジネスモデルによっては、必ずしも、短期、中期及び長期の3段階にならない場合も考えられる。時間軸の設定は必要であるが、その内訳に関しては企業に一定程度の柔軟性を与えることを容認すべきである。

加えて、「ファイナンスへの企業のアクセス」については、開示要求である資金源の記載において、実施された調達手段(サステナビリティ・ボンド/ローンなど)の開示はより有用な情報となるため、これを開示要求とすべきという意見もあった。

質問4 — 企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中

本公開草案の第12項は、一般目的財務報告の利用者が、バリュー・チェーンを含む企業のビジネスモデルにおける重大な(significant)気候関連のリスク及び機会の影響を理解

できるように設計された開示を要求することを提案している。当該開示要求は、測定上の課題（例えば、物理的リスクや信頼性のある地理的情報の入手可能性）と、利用者が企業のバリュー・チェーンにおける重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の影響（effects）を理解するために必要な情報との間で、バランスをとることを追求している。

その結果、本公開草案は、企業のバリュー・チェーンにおける重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）に関する定性的な開示要求の提案が含まれている。また、本提案では、企業のバリュー・チェーンにおいて、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会がどこに集中しているかを開示することを求めている。

結論の根拠の BC66 項から BC68 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響（effects）について、提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示は、定量的ではなく定性的であるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、何を提案し、それはなぜか。

S2 基準案の企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中に関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの Q4 では、回答者の 90.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

重大な気候関連のリスク及び機会の影響の識別において、バリュー・チェーンに関する情報は重要であり、S2 基準案の提案に異論はない。

ただし、「定量的ではなく定性的であるべき」とする必要はない。利用者にとっては定量的情報での開示の方が有用なため、定性的情報のみでの開示を許容しつつ、定量的情報の開示を促すような記載に改めるべきである。

質問 5 — 移行計画とカーボン・オフセット

低炭素経済への移行計画を開示することは、一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値に影響を与えると合理的に予想される脱炭素関連のリスク及び機会に対する企業の現在及び計画中の対応を評価できるようにするために重要（important）である。

本公開草案の第13項では、企業の移行計画に関するさまざまな開示が提案されている。本公開草案では、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（その移行計画を含む）に与える影響（effects）を理解できるような情報の開示を求めることを提案している。これには、企業が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画か（カーボン・オフセットの使用に関する情報を含む。）、レガシー資産に関する計画及び重要な（critical）仮定、企業が以前に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報が含まれる。

企業がカーボン・オフセットに依拠する程度、企業が使用するオフセットの生成方法、オフセットの取得元のスキームの信頼性（credibility）及び完全性（integrity）は、短期、中期及び長期の企業価値に対して影響を与える（implications）。そこで、本公開草案では、企業の排出目標の達成のためのカーボン・オフセットの使用について開示を要求している。この提案は、一般目的財務報告の利用者が、企業の排出削減計画、カーボン・オフセットが果たす役割、オフセットの質について理解する必要性を反映したものである。

本公開草案は、企業が、オフセットの炭素除去に関する基礎（自然に基づくものなのか又は技術に基づくものなのか）及び、第三者によるオフセット検証又は認証スキームに関する情報を開示することを提案している。カーボン・オフセットは、排出回避に基づくことができる。排出回避とは、ある製品、サービス、プロジェクトが存在しなかった状況と比較した場合、あるいはベースラインと比較した場合に、その製品、サービス、プロジェクトにより減少する可能性がある将来の排出をいう。企業の気候関連戦略における排出回避のアプローチは、企業の排出目録（emission inventory）に関する説明（accounting）や排出削減の移行目標とは補完的であるが、基本的には異なるものである。そのため、本公開草案では、達成されたカーボン・オフセット量が、炭素除去によるものか、排出回避によるものかを開示することを企業に求めることを提案している。

また、本公開草案では、企業が使用するオフセットの永続性の仮定に関する情報など、一般目的財務報告の利用者がその信頼性を理解するために必要なその他の重大な（significant）要因を開示することを提案している。

結論の根拠の BC71 項から BC85 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 提案されている移行計画に係る開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 移行計画に関する追加的な開示で必要なもの（又は提案されたものの必要ではないもの）はあるか。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要である（又は必要でない）理由を説明されたい。

- (c) 提案されているカーボン・オフセットの開示は、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの信頼性 (credibility) を理解することを可能にすると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (d) 提案されているカーボン・オフセットの要求事項は、作成者のコストと、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの健全性 (soundness) や信頼性 (credibility) を理解できるような情報の開示を適切にバランスさせていると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。また、そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

S2 基準案の移行計画とカーボン・オフセットに関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの Q5 では、回答者の 95.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

サステナビリティ関連で最も緊急性の高い気候変動リスクに対処するためには、個々の企業レベルで低炭素経済への移行に取り組まなければならない。S2 基準案が提案する開示要求は、利用者が企業の移行計画とカーボン・オフセットに関する具体的な戦略を理解する上で有用かつ必要な情報をカバーしていると考ええる。

ただし、次の様な改善を求める意見があった。

カーボン・オフセットの開示については、グリーン・ウォッシュとして濫用されない様に、BC82 項及び BC83 項に記載のとおり、「追加性」及び「永続性」を重視して、開示対象を明確化すべきである。

第 13 項(b)(ii)「企業のバリュー・チェーンにおける排出削減を通じて達成される排出目標の量」は、第 23 項の「気候関連の目標」と重複しており、記載の在り方を再検討すべきである。

質問 6 — 現在の及び予想される影響

本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会について、将来予想される影響 (effect) に関する情報を開示することを企業に求めることを提案している。本公開草案では、このような情報を定量的に提供する場合、単一の金額又は金額の範囲として表すことができるとしている。範囲を開示することで、企業にとって金額化された影響 (effect) に関連する潜在的な結果についての著しい (significant) 変動性 (variance) を伝えることができる。一方、結果がより確実である場合には、単一の値の方がより適切である場合がある。

TCFD の 2021 年のステータス・レポートは、TCFD 提言を用いた気候関連のリスク及び機会に関する予想される財務的影響 (effect) の開示は、ほとんど開示が行われていない分野であると識別された。課題としては、組織間の整合性、データ、リスク評価及び財務上の勘定における影響 (effects) の帰属の難しさ、事業の時間軸と比較して気候関連のリスク及び機会に関する時間軸が長いこと、結果を公開するための承認の確保が含まれる。気候関連のリスク及び機会が企業に与える影響 (effects) に関する具体的な情報を提供する場合、気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (effects) の開示はさらに複雑になる。財務的影響 (effects) は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との組合せによるものである可能性があり、気候関連開示の目的のために分離できない可能性がある (例えば、ある資産の価値にリスクがあると考えられる場合には、気候が当該資産の価値に及ぼす影響 (effects) を他のリスクから分離して別個に識別することが困難な場合がある)。

気候関連開示のプロトタイプを開発する際、一部の作成者との対話を通じて、TRWG のメンバーから同様の懸念が示された。また、気候の結果と、その結果が特定の企業に与える影響 (effect) の両方に関する不確実性の程度により、単一の見積りを提供することが困難であることも強調された。この結果、本公開草案では、これらの課題と、予想される (anticipated) 金額的影響 (effects) を範囲又は単一の推定値で開示することを認めることにより、気候関連の課題が現在の並びに短期、中期及び長期にわたって企業の財政状態及び財務業績にどのように影響 (effects) するかについて一般目的財務報告の利用者に情報を提供することとのバランスを取ろうとしている。

本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が、企業の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 (effects) 、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される (anticipated) 影響 (effects) (気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを含む) を開示するよう企業に求めることを提案している (第 14 項)。また、この要求事項は、企業が当該情報を定量的に提供することができない場合 (その場合、情報を定性的に提供しなければならない) を除き、定量的情報の開示を求めることにより潜在的な測定上の問題に対処しようとしている。

結論の根拠の BC96 項から BC100 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 企業は、気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) について、定量的情報を開示できない場合を除き、定性的情報を提供しなければならないという提案に賛成するか (第 14 項参照)。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間に係る企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える財務的影響（effects）に関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (c) 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態及び財務業績に与える予想される（anticipated）影響（effects）に関して、提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

S2 基準案の現在の及び予想される影響に関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの Q6 では、回答者の 80.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

企業価値評価において、企業の気候関連のリスク及び機会が現在の財務状況に与える影響と、戦略を実行した後の将来の財務状況に与える影響を理解することは極めて重要であり、定量的情報の開示を促す方向性に賛成する。気候関連財務情報開示が長期の将来情報になることを考慮すると、定性的情報のみでの開示を一定程度は許容するのもしやむを得ないであろう。しかし、利用者としては可能な限り定量的情報での開示を要求したい。

状況に応じて、単一の金額又は金額の範囲として表すことに賛成する。予想される影響の単一の推定値は必ずしも信頼性が高いとは思えず、金額の範囲での開示を許容することで、利用者にとって必要な情報が得やすくなると思う。

ただし、次の様な改善を求める意見があった。

利用者が開示される数値の特性や限界を理解できるよう、数値を測定する方法及びその前提や仮定も開示すべきである。

財務に与える影響の評価に当たり、情報の有用性及び比較可能性を確保するため、直近で報告した財務への影響については評価の基準年度を開示すること、将来の財務への影響については報告年度を評価の基準年度とすることを明記すべきである。

第 14 項(b)に「翌会計年度中に財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスク」とあるが、気候変動が財務諸表に与える影響は長期に及ぶと想定され、翌会計年度に限定する必要はない。

第 14 項に定める財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響と、第 15 項に定める気候レジリエンスの分析結果の「つながり」は、利用者が理解する上で重要な観点であることから、両者の「つながり」の重要性についても明記すべきである。

質問7 — 気候レジリエンス

企業に影響を与える (affect) 気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模及び時期は、多くの場合、複雑かつ不確実である。そのため、一般目的財務報告の利用者は、関連する不確実性を考慮した上で、気候変動に対する企業の戦略（ビジネスモデルを含む）のレジリエンスを理解する必要がある。そこで本公開草案の第15項では、気候関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンスについての企業の分析に関する要求事項を含んでいる。これらの要求事項は以下に焦点を当てている。

- 企業の意思決定及びパフォーマンスへの影響 (impacts) など、分析結果から利用者が理解できるようになること
- 以下を使用して分析が行われたかどうか
 - 気候関連シナリオ分析 又は
 - 代替的な技法

シナリオ分析は、気候変動がビジネスモデル、戦略、財務業績及び財政状態に与える潜在的な影響 (effects) を企業及び投資者が理解するのに役立つためのツールとして、ますます確立されつつある。TCFDの作業により、投資者は、シナリオ分析で使用される前提条件や、分析から得られた企業の発見事項が、戦略及びリスク管理の決定及び計画にどのように情報をもたらすのかを理解しようとしていることが示された。また、TCFDは、投資者が、将来のさまざまな気候シナリオ（企業が気候変動に関する最新の国際協定と整合的なシナリオを使用したかどうかを含む。）に対しての企業の戦略、ビジネスモデル及び将来キャッシュ・フローのレジリエンスに関して、結果が何を示すのかを理解したいと考えていることも明らかにした。さらに、企業のボードの委員会（特に監査及びリスク）では、企業固有の気候関連のリスクについて、さまざまな気候の結果及びその影響 (effects) の深刻さを反映したシナリオを用いたリスク・マッピングに含めることをこれまで以上に要請している。

シナリオ分析は、広く受け入れられているアプローチではあるが、事業（特に企業レベルで）における気候関連事項への適用及びセクター横断的な適用は、まだ進展中である。資源採掘及び鉱物処理のように、長年にわたり気候関連のシナリオ分析を使用してきたセクターもあれば、消費財又は技術及び通信など、気候関連シナリオ分析をビジネスに適用することを検討し始めたばかりのセクターもある。

多くの企業がリスク管理においてシナリオ分析を他の目的で使用しており、堅牢なデータ及び実務が発達している。したがって、ほとんどの企業はシナリオ分析を実施する分析

能力を有している。しかし、現時点では、気候関連のシナリオ分析の企業による適用は、まだ発展途上である。

作成者は、シナリオ分析が生み出す情報の投機的性質、そのような情報の開示（又は誤った伝達）に伴う潜在的な法的責任、データの限定的な入手可能性、企業の戦略に関する機密情報の開示の可能性などを含め、気候関連シナリオ分析に伴うその他の課題及び懸念事項を挙げた。しかしながら、シナリオ分析は、起こり得る結果の範囲を検討し、複数の変数を明示的に取り入れることで、企業の戦略的意思決定及びリスク管理プロセスへのインプットとして、貴重な情報及び視点を提供する。したがって、利用者が企業価値を評価する上で、企業の気候関連シナリオ分析に関する情報は重要（important）である。

本公開草案では、企業は自らの気候レジリエンスを評価するために、それを行うことができない場合を除き、気候関連シナリオ分析を行うことを企業に要求することを提案している。企業が気候関連シナリオ分析を使用できない場合、その理由を説明し、代替的な方法又は技法を使用して、気候レジリエンスを評価しなければならない。

企業の気候レジリエンスを評価するための唯一の手段として、気候関連シナリオ分析に関する情報の開示を求めることは、多数の作成者（特に一部のセクターにおいて）が現時点では困難であると考えられることがある。そのため、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、したがって、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、レジリエンス評価に対する代替的なアプローチに対応できるように設計されている。このアプローチは、正式な（formal）シナリオ分析及び関連する開示は、資源を必要とし、反復的な学習プロセスであり、達成するために複数の計画サイクルを要する可能性があることを認識し、小規模企業を含む作成者に救済措置を与えることになると考えられる。本公開草案は、企業がシナリオ分析以外のアプローチを使用する場合、投資者が、用いたアプローチ、当該アプローチに関連した主要な基礎となる仮定及びパラメータ並びに短期、中期及び長期にわたる企業のレジリエンスに対する関連する影響（implications）を理解するために必要とする情報を提供するため、シナリオ分析が生み出す情報に類似した情報を開示することを提案している。

しかしながら、重大な（significant）気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンスを理解するという利用者の情報ニーズを満たすために、シナリオ分析は優先される選択肢となるべきであるとするのが提案されている。このため、本公開草案では、気候関連シナリオ分析を実施できない企業に対して、分析を実施しなかった理由の説明を提供することを提案している。また、気候関連シナリオ分析について、すべての企業に本公開草案における他の提案よりも発効日を遅くして要求すべきかどうかも検討された。

結論の根拠の BC86 項から BC95 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 第 15 項(a)に列挙された項目は、企業の戦略の気候レジリエンスについて利用者が理解する必要があることを反映していることに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。
- (b) 本公開草案は、企業が気候関連シナリオ分析を行うことができない場合、シナリオ分析に代えて、別の手法又は技法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）を用いて、自社の戦略の気候レジリエンスを評価することができることを提案している。
 - (i) この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (ii) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を利用できない企業は、その理由を開示することを求めるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (iii) あるいは、すべての企業に対し、気候関連シナリオ分析を行って気候レジリエンスを評価することを要求すべきか。強制適用が必要な場合、このことは質問 14(c) の回答に影響するか。影響する場合、その理由は何か。
- (c) 企業の気候関連シナリオ分析に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために用いられる代替的手法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 提案されている開示要求は、要求事項を適用するコストと、気候変動に対する企業の戦略的なレジリエンスに関する情報の便益とを適切にバランスをとっているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案しそれはなぜか。

S2 基準案の気候レジリエンスに関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの Q7 では、回答者の 70.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

企業価値評価において、気候関連のリスクに対するレジリエンスを理解することは重要であり、S2 基準案の方向性に賛成する。また、将来情報となるため、定量的情報の提供において、金額の範囲での開示はやむを得ず、むしろ金額の範囲での開示の方が利用者にとって有用な場合もあると考える。

原則としてシナリオ分析の使用が望ましいが、相当なリソースや知見が必要であり、多くの企業で実践されていない現状を考えると、代替的な方法又は技法の容認もやむを得ない

であろう。また、現在、各企業のシナリオ分析の結果に比較可能性が乏しいことも理解している。ただし、企業がシナリオ分析を使用するように誘導することは重要であり、シナリオ分析を用いていない場合にはその理由を開示するという要求事項は妥当と考える。

質問 8 — リスク管理

本公開草案の目的の 1 つは、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響（effects）を評価できるように、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供することを企業に要求することにある。このような開示には、気候関連のリスクのみならず、気候関連の機会を識別、評価、管理するために企業が行っている単一又は複数のプロセスを利用者が理解するための情報が含まれる。

本公開草案の第 16 項及び第 17 項は、リスク管理に関する開示の範囲（remit）について、現在、気候関連のリスクのみに焦点を当てている TCFD 提言を拡張するものである。この提案は、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉に関連する、又はそこから生じる可能性があるという見解とともに、識別、評価、優先順位付け及び対応のプロセスにますます機会を含めるようになってきている、リスク管理における一般的な実務の進展を反映している。

結論の根拠の BC101 項から BC104 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

気候関連のリスク及び機会を識別、評価、管理するために企業が用いるリスク管理プロセスに関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

S2 基準案のリスク管理に関する開示目的と開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの **Q8** では、回答者の 95.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

S1 基準案でのリスク管理の開示目的と要求事項へのコメントと同じとなるが、気候関連のリスクと機会を識別、評価及び管理するプロセスを理解することは、利用者にとって重要である。

質問 9 — 産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

本公開草案は、産業を問わず報告企業間での開示の比較可能性を向上させる目的で、TCFD の産業横断的指標及び指標カテゴリーの概念を組み込むことを提案している。本

公開草案の提案は、企業が特定の産業又はセクターに関係なく、（重要性（materiality）の条件のもとで）指標カテゴリーを開示することを企業に要求することとなる。これらの要求事項を提案するにあたり、TCFDの規準（criteria）を考慮した。これらの規準（criteria）は、以下のような指標カテゴリーを識別するために設計された。

- ・ 気候関連のリスク及び機会の基本的な側面及び要因を示している。
- ・ 企業が気候関連のリスク及び機会をどのように管理しているかを理解するのに有用である。
- ・ 気候報告のフレームワーク、融資者、投資者、保険引受人並びに地域及び国の開示要求により広く要請されている。
- ・ 気候変動が企業に与える財務的影響（effects）を見積もる上で重要（important）である。

したがって、本公開草案は、すべての企業が開示を要求されることになる7つの産業横断的指標カテゴリーを提案している。すなわち、絶対量及び原単位に基づく温室効果ガス（GHG）排出、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会、気候関連のリスク及び機会に対する資本投下、内部炭素価格、並びに経営者に対する報酬のうち気候関連の考慮事項と結びついているものの割合である。本公開草案は、GHG排出の測定にGHGプロトコルを適用することを提案している

GHGプロトコルは、どの排出が企業によるスコープ1、2及び3の計算に含まれるのかの決定にさまざまなアプローチを採用することを認めている。これには、例えば、関連会社などの非連結企業の排出をどのように含めるのかなどが含まれる。このことは、ある企業の財務諸表における他の企業に対する投資に関して情報を提供する方法が、その企業のGHG排出の計算方法と整合しない可能性があることを意味する。また、同じ企業に対する投資を有する2つの企業が、GHGプロトコルを適用する上で行う選択によっては、その投資に関して報告するGHG排出が異なる場合があることも意味している。

GHGプロトコルで認められているさまざまなアプローチにもかかわらず、比較可能性を高めるために、本公開草案は、企業が以下を開示しなければならないとすることを提案している。

- ・ 以下に区分した、スコープ1及びスコープ2の排出
 - ・ 連結会計グループ（親会社及びその子会社）

- ・ 連結会計グループに含まれない関連会社 (associates)、共同支配企業、非連結子会社又は関係会社 (affiliates)
- ・ 関連会社 (associates)、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれない関係会社 (affiliates) に関する排出を含めるために用いたアプローチ (例えば、GHG プロトコルのコーポレート基準における持分割合法又は経営支配法)

スコープ 3 の GHG 排出の開示は、データの入手可能性、見積りの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関連するものなど、多くの課題に直面している。しかし、これらの課題にもかかわらず、スコープ 3 排出を含む GHG 排出の開示については、すべてのセクター及び法域にわたり、開示を提供する企業の数と情報の質の両方において急速に増加している。この進展は、スコープ 3 排出が、ほとんどの企業にとって、企業のカーボン・フットプリントの最も大きな部分を占めていることから、投資リスク分析の重要な (important) 要素であるという認識が広まっていることを反映している。

多くの産業において、企業は、バリュー・チェーンの上下両方のスコープ 3 排出を生む活動に関連するリスク及び機会に直面している。例えば、進展し、ますます厳しくなるエネルギー効率基準に対して、製品設計を通じて対処するか (移行リスク)、又はエネルギー効率の高い製品に対する需要の増加を取り込もうとする、若しくは上流の排出削減を可能にしたり、インセンティブを与えたりしようとする (気候の機会) が必要となることがある。リスク及び機会のこれらの具体的な要因に関連した産業指標と組み合わせることで、スコープ 3 のデータは、低炭素への移行に企業がどの程度まで適応しているのかを一般目的財務報告の利用者が評価する助けとなることができる。したがって、利用者の評価は、企業及び投資者がバリュー・チェーン全体にわたって最も重大な (significant) GHG 削減の機会を識別し、それにより関連するインプット、活動及びアウトプットに関する戦略的及び経営的意思決定に情報をもたらすことを可能にする。

スコープ 3 排出について、本公開草案では以下のように提案している。

- ・ 企業は上流及び下流の排出をスコープ 3 排出の測定値 (measure) に含めなければならない。
- ・ 企業はスコープ 3 排出の測定値 (measure) に含めた活動の説明を開示しなければならない。どのスコープ 3 排出が報告された排出に含まれているのか、又は除外されているのかを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにするためである
- ・ 企業のスコープ 3 排出の測定値 (measure) が企業のバリュー・チェーンに含まれる企業により提供された情報を含む場合、企業はその測定の基礎を説明しなければならない。

- それらの GHG 排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由（例えば、忠実な測定値（measure）を入手することができないため）を記載しなければならない。

GHG 排出カテゴリ以外の産業横断的指標カテゴリは、本公開草案では幅広く定義されている。しかしながら、本公開草案では、各産業横断的指標カテゴリについて、企業の指針となるような、強制力を持たない「例示的ガイダンス」が含まれている。

結論の根拠の BC105 項から BC118 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 産業横断的な要求事項は、セクター及び産業を超えて適用可能な、共通の 1 組のコアになる気候関連開示を提供することを意図している。産業及びビジネスモデル間での適用可能性や、企業価値評価における有用性を含め、提案されている 7 つの産業横断的指標カテゴリに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (b) 産業横断的な比較や企業価値の評価を促進するために有用な、気候関連のリスク及び機会に関する追加的な産業横断的指標カテゴリはあるか（又は、提案されている中で有用でないものはあるか）。ある場合、それらの開示について説明し、それらが一般目的財務報告の利用者にとって有用である、又は有用でない理由を説明されたい。
- (c) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を定義し、測定するために、GHG プロトコルの使用を企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。他の方法も認めるべきか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (d) 企業が、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 について、7 つの温室効果ガスすべてを集約し、CO₂ 換算で提供することを求める提案に賛成するか。あるいは、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を、温室効果ガスの成分ごとに分けて開示する（例えば、メタン（CH₄）と亜酸化窒素（NO₂）を分けて開示する）べきであると考えるか。
- (e) 次のスコープ 1 及びスコープ 2 排出を別個に開示することを企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (i) 連結企業
 - (ii) 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社及び関係会社（affiliates）

(f) 重要性 (materiality) を条件に、すべての企業が開示するための産業横断的指標カテゴリーとして、スコープ 3 排出の絶対総量 (absolute gross) を含めるという提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

S2 基準案の産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出に関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートの Q9 では、回答者の 70.0%が S2 基準案の提案に「同意する。」と回答した。

産業横断的指標カテゴリーの開示要求を定めるに当たり、TCFD 提言をベースとすることに賛成する。TCFD 提言に基づく開示要求はグローバルにデファクトスタンダード化しており、実務も既に相当程度に確立されている。作成者の追加負担が小さい上に、利用者にも馴染みの深い指標、カテゴリーであり、理解可能性、開示の連続性という意味でもベストの選択である。

スコープ 3 排出は、BC117 項のとおり、データの入手可能性、見積りの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関するものなど、多くの課題に直面しており、技術・コストの両面で測定に困難を感じる企業が多いと考えられるが、企業が抱える気候関連のリスクを理解するためには重要な情報である。

また、内部炭素価格に関する開示は、設備投資などの意思決定において、企業が気候関連のリスクをどのように考慮したかが理解できる重要な情報であり、開示を要求したことに賛同する。

ただし、次の様な改善を求める意見があった。

スコープ 1 排出及びスコープ 2 排出については、連結会計グループとは別に、関連会社、共同支配企業等に関する情報の開示も求めているが、自社又は子会社でないスコープ 1 排出及びスコープ 2 排出に関する精度の高い情報の入手が困難という意見があると理解している。しかし、重要性があれば、これらは利用者にとって必要な情報であり、推計値の利用も可能なことの明確化や「例示的ガイダンス」の追加などにより、「関連会社、共同支配企業等のスコープ 1 排出及びスコープ 2 排出」に関する重要性のある情報の開示が円滑に進むようにすべきである。

スコープ 3 排出に関し、第 21 項(a)(vi)(4)において、「(スコープ 3 の) GHG 排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由を記載しなければならない。」としている。しかし、重要性のあるスコープ 3 排出は利用者にとって必要な情報であり、実務上の理由、例えば、忠実な測定値 (measure) を入手することができないからといって、開示から除くべきではない。スコープ 3 排出に関する重要性のある情報は、実務上の理由に関わらず、開示要求とし、加えて、推計値の利用も可能なことの明確化や「例示的ガイダンス」の追加などにより、開示が円滑に進むようにすべきである。

移行リスクや物理的リスクの説明にある「影響を受けやすい (vulnerable) 資産又は事業活動」については、「影響を受けやすい (vulnerable)」の定義又は説明が必要である。同様に、気候関連の機会の説明にある「気候関連の機会と整合した資産又は事業活動」についても、「整合した」に関する説明が必要である。

第21項(g)の役員報酬に関する開示要求は、利用者にとってはガバナンスの実効性に関わるものであり、「指標及び目標」ではなく、「ガバナンス」の開示要求とすべきである。

また、内部炭素価格は、炭素集約度の低い産業にとっては重要性が乏しいので、「重要な場合は」といった限定条件を付すべきであるといった意見もあった。

質問 10 — 目標

本公開草案の第23項は、排出削減目標について、その目的（例えば、緩和、適応若しくはセクターへの準拠、又は科学的根拠に基づく取組み）及び、気候変動に関する最新の国際協定において定められた目標との比較に関する情報の開示を企業に要求することを提案している。

「気候変動に関する最新の国際協定」は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の加盟国間の最新の合意と定義している。UNFCCCの下で結ばれた合意は、温室効果ガス削減のための規範及び目標を設定している。本公開草案の公表時点で、最新のそのような合意は、パリ協定（2016年4月）であり、その調印国は、地球温暖化を産業革命前の水準より摂氏2度より十分に低く抑えること、及び産業革命以前の水準より摂氏1.5度まで温暖化を抑える取組み（efforts）を追求することに合意している。パリ協定が置き換えられるまで、本公開草案の提案の効果は、企業が自らの目標をパリ協定の目標と比較するかどうか、又はどのように比較されるかを開示する際に、パリ協定で定められた目標を参照することが要求されるということである。

結論の根拠のBC119項からBC122項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 気候関連の目標について提案されている開示に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 提案されている「気候変動に関する最新の国際協定」の定義は十分明確だと思うか。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

S2基準案の目標に関する開示要求の提案に賛成する。我々のアンケートのQ11では、回答者の90.0%がS2基準案の提案に「同意する。」と回答した。

企業価値評価において、企業の将来的な取組みの明確化の観点から、パリ協定等の「気候変動に関する最新の国際協定」に基づいた気候関連の目標は有用な情報であり、S2 基準案ではその情報の開示要求が具体的に示されている点を高く評価する。

ただし、目標だけでなく、実績及びその評価についても開示要求とすべきである。

質問 11 - 産業別要求事項

本公開草案は、付録 B において、気候変動に関連する重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する、産業別開示要求を提案している。要求事項は産業別であるため、特定の企業に適用されるのはその一部のみとなる。この要求事項は、SASB スタンダードに由来している。これは、ISSB が既存のサステナビリティ基準及びフレームワークを基に構築することを提案した、評議員会のサステナビリティに関する 2020 年公開協議への回答と整合している。また、このアプローチは、TRWG の気候関連開示のプロトタイプとも整合している。

提案されている産業別開示要求は、SASB スタンダードにおける相当の要求事項とほとんど変わらないものである。しかしながら、本公開草案に含まれる要求事項は、既存の SASB スタンダードと比較して、いくつかの的を絞った修正を含んでいる。この改善案は、TRWG の気候関連開示のプロトタイプの公表以降に開発されたものである。

提案されている第 1 の変更点は、法域特有の規制又は基準を引用している指標のサブセットの国際的な適用可能性に対処するものである。この点について、本公開草案では、国際的な基準及び定義、又は適切な場合には、法域において同等の基準を参照するように (SASB スタンダードと比較した場合の) 修正を提案している。

結論の根拠の BC130 項から BC148 項では、産業別要求事項の国際的な適用可能性を向上させるという本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 国際的な適用可能性を向上させるために SASB スタンダードを改訂するアプローチに賛成するか。これには、ガイダンスの明瞭性を低下させたり、その意味を実質的に変更したりすることなく、企業が法域にかかわらず要求事項を適用することを可能にすることを含む。賛成しない場合、代わりにどのようなアプローチを提案し、それはなぜか。
- (b) 産業別開示要求のサブセットの国際的な適用可能性を向上させることを意図した修正案に賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

- (c) 提案されている修正により、過去の期間に関連する SASB スタンダードを使用していた企業が、過去の期間の同等の開示と整合する情報を継続して提供することが可能になることに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

既存の SASB スタンダードに関連する第 2 の変更案は、金融セクターにおけるファイナンスに係る排出 (financed emissions) 又はファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) の測定及び開示に関して生じている合意に対応するものである。これに対応するため、本公開草案では、商業銀行、投資銀行、保険及び資産運用の 4 産業について、開示トピック及び関連する指標を追加することを提案している。提案されている要求事項は、排出に関するファイナンス活動又はファシリテーション活動 (融資活動、引受活動又は投資活動 (又はこれら複数のもの)) である。この提案は、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) 基準に基づいている (カテゴリー15 (投資) から生じる間接排出の計算に関するガイダンスを含む。)。

結論の根拠の BC149 項から BC172 項は、本公開草案のファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出に関する提案の背景となる理由を述べている。

- (d) 提案されているファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出の産業別開示要求に同意するか、それとも、産業横断的にスコープ 3 排出 (カテゴリー15「投資」を含む) の開示を要求することで、十分な情報開示が促進されるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (e) 商業銀行及び保険会社の提案において、「炭素関連 (carbon-related) 」に分類される産業に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。この分類に含めるべき産業は他に
あるか。ある場合、それはなぜか。
- (f) 絶対量及び原単位に基づく両方のファイナンスに係る排出を開示することを要求する提案に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (g) ファイナンスに係る排出の算定に使用した方法論の開示を求める提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (h) ISSB がより具体的な方法論 (例えば、金融向け炭素説明のためのパートナーシップ (PCAF ; Partnership for Carbon Accounting Financials) の金融産業向けのグローバル GHG 説明及び報告基準 (PCAF 基準) など) を定めることなく、企業が GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) の説明及び報告基準を用いて、提案されているファイナンスに係る排出の開示を提供することを要求することに賛成するか。賛成しない場合、どのような方法を提案し、それはなぜか。

- (i) 資産運用及び管理業務に属する企業に対する提案において、管理下の総資産に関連するファイナンスに係る排出の開示は、企業の間接的な移行リスク・エクスポージャーを評価するために有用な情報を提供するか。その理由又はそうでない理由は何か。

全体として、提案されている産業別のアプローチは、気候関連のリスク及び機会は、企業のビジネスモデル、従事している基礎となる経済活動及びビジネスが依拠しているか又は企業の活動が影響を与える（affect）資源に関連して、異なる方法で明らかになる傾向があることを認識している。これは企業価値の評価に影響を与える。このように、本公開草案では、SASB スタンダードに由来する、産業別要求事項が組み込まれている。

SASB スタンダードは、独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発された。当該プロセスの結果は、所与の産業でオペレーションを行う企業の企業価値に重大な（significant）影響（effect）を与える可能性が非常に高いサステナビリティ要因（すなわち、「開示トピック」）を識別し定義している。さらに、SASB スタンダードは当該トピックに関しての企業のパフォーマンスを利用者が評価するのに役立つための標準化された指標（measures）を定めている。

結論の根拠の BC123 項から BC129 項は、産業別開示要求に関する本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

付録 B の産業別要求事項は、本公開草案の要求事項の一部を構成する不可欠な要素であるが、これらの要求事項は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の識別（BC49 項から BC52 項参照）など、本公開草案の他の要求事項の充足に情報を与えることができるとされている。

- (j) 提案されている産業別要求事項に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (k) 一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な、気候関連のリスク及び機会に対応する、追加的な産業別要求事項はあるか（又は、提案されている中で必要ではない提案はあるか）。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要であるか又は必要でない理由を説明されたい。
- (l) 産業別開示要求の適用可能性を確保するために産業分類が用いられていることに留意した上で、要求事項が適用される活動を定義する産業の説明に関して、コメントや提案はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。ない場合、何を提案し、それはなぜか。

S2 基準案の産業別指標に関する開示要求の提案については、重要な修正が必要である。我々のアンケートの Q10 では、「同意しない。」という回答が 45.0%と、「同意する。」の 40.0%を上回った。

アンケートのコメントを見ると産業別要求事項を定めることには賛成する回答者がほとんどであった。産業別要求事項は、利用者にとっても比較可能性を高めるメリットがある一方、作成者にとっても気候関連のリスク及び機会の識別に有用である。

一方、SASB スタンダードをベースとする「付録 B：産業別開示要求」については、以下の課題を認識している。

1. 付録 B「産業別開示要求」は、SASB スタンダードから環境に関わる開示トピック及び指標を抽出して策定されたものである。SASB スタンダードでは、業種別スタンダード毎にリサーチペーパーが開示されており、基準策定において参考とされた具体的な事象 (evidence) や各々の開示トピックが、売上高、費用、資産／負債など、どこに影響するかが記載されている。しかし、S2 基準案では、そのような開示トピック及び指標の抽出プロセスやルールの説明がないため、各開示トピック及び指標の重要性について利用者・作成者共に理解できないと思われる。
2. SASB スタンダードから改訂されたとはいえ、提案されている指標には未だ国際的な適合性を確保できていないものがいくつかある。また、各指標は、BC132 項の考え方に従い、国際的に適用可能な指標と各法域に任すべき指標を分けて策定する必要がある。
3. 産業分類で使用されている SICCS は、サステナビリティ関連の基準設定によく適合していることは理解できるが、GICS の様にグローバルに広く利用されているものではない。このため、企業は自社の事業セグメントにどの産業分類を適用すべきか判断に迷う場合が多くなり、適切な開示が行われないうリスクがある。また、利用者もポートフォリオ管理に活用している産業分類と異なるため、産業別開示要求を効率的に活用できなくなる可能性がある。

産業別開示要求の有用性と重要性は高いものの、上記の様な重要な課題を、120 日間の公開協議期間と 2022 年 12 月末までの ISSB による検討期間の中で解決し、グローバルなコンセンサスを得るのは不可能であろう。一方、気候関連開示の緊急性を考えると、S1 基準案と S2 基準案の発効日が遅延することがあってはならない。

したがって、今回の S2 基準案の基準化にあたり、「付録 B：産業別開示要求」については切り離した上で、期間を定め、グローバルなコンセンサスの形成に向け、ISSB と利害関係者が十分な議論を行い、S2 基準の改訂作業として行われるべきである。

一方で、産業別開示要求のうち、開示トピックについては、重大な気候関連のリスク及び機会に関連する情報の識別において、重要なレファレンス・ポイントを提供するものであると考えられる。また、開示トピックには、産業横断的又はセクター横断的なものも多い。加えて、S2 基準案の基準化時に全ての開示トピックを要求事項から除外してしまうと、重大な気候関連のリスク及び機会に関連する情報の識別が企業の判断に全面的に依拠することとなり、これは利用者としても望ましくない。

以上を踏まえ、産業別開示要求について、次の提案をしたい。

(1) 開示トピック

「付録 B：産業別開示要求」の開示トピックを集約し、体系化を図る。その体系化した開示トピックを、S2 基準の本文に明記し、重大な気候関連のリスク及び機会に関連する情報の識別において参照することを企業に要求する。

(2) 付録 B：産業別開示要求

今回の S2 基準案の基準化から切り離れた上で、期間を定め、グローバルなコンセンサスの形成に向け、ISSB と利害関係者が十分な議論を行い、S2 基準の改訂作業として行う。

質問 12 - コスト、便益及び可能性が高い影響 (effects)

結論の根拠の BC46 項から BC48 項は、本公開草案の提案の適用により、コスト及び便益の適切なバランスを確保するための約束を示している。

- (a) 提案の適用により生じる可能性が高い便益及び適用により生じる可能性が高いコストについて、これらの提案から生じる可能性が高い影響 (effects) を分析する上で ISSB が考慮すべきコメントはあるか。
- (b) 提案の継続的な適用に係るコストについて、ISSB が考慮すべきコメントはあるか。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の中で、その情報の作成に関連するコストを便益が上回らないと思われるものはあるか。その理由又はそうでない理由は何か。

我々の S1 基準案に関する意見書の質問 16 のコメントを参照されたい。

質問 14 - 発効日

本公開草案は、一部の企業が利用しているサステナビリティ関連及び統合報告のフレームワークを基礎としているため、適用初年度に遡及アプローチを適用して比較情報を提

供できる企業もいる場合がある。しかしながら、遡及アプローチを適用する能力は企業によってさまざまであることを認識している。

このような状況を踏まえ、本公開草案の提案を適時に適用するために、企業は適用初年度に比較情報を開示する必要はないとすることを提案している。

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」〔案〕では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するすべての重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。なお、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的求事項」〔案〕は、本公開草案とあわせて適用されることを意図している。しかしながら、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関する開示が求められており、これは、サステナビリティ関連のリスク及び機会のサブセットであるため、作成者にとって課題となることがある。したがって、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」〔案〕に含まれる要求事項の適用には、より長い時間がかかることがある。

結論の根拠の BC190 項から BC194 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 本公開草案の発効日は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の発効日より早くするべきか、遅くするべきか、それとも同じにするべきか。それはなぜか。
- (b) ISSB が発効日を設定する場合、最終基準公表後、どの程度の期間が必要か。本公開草案の提案を適用する企業が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の一部について、企業が他の開示要求より早く適用することは可能だと考えるか（例えば、ガバナンスに関する開示要求が、企業の戦略のレジリエンスに関する開示要求よりも早く適用される可能性はあるか）。ある場合、どの要求事項が早く適用することができ、本公開草案中の要求事項の一部について、他の要求事項よりも早い時期に適用することを要求すべきと考えるか。

S2 基準案の発効日は、S1 基準案の発効日と同じにすべきである。我々のアンケートの Q12 では、回答者の 75.0%が「S2 基準案の発効日は、S1 基準案の発効日と同じにする。」と回答した。

S1 基準案は、個別のサステナビリティ関連財務情報の開示の基礎となる内容（目的、範囲及びコア・コンテンツ）と、開示の考え方を示した「全般的な特徴」の 2つの部分から構成されており、S1 基準なしに S2 基準は成立し得ない。

一方、S1 基準案では、気候関連以外のサステナビリティ関連財務情報の識別が必要なため、その対応・調整に時間がかかり、緊急度の高い S2 基準案の発効が遅れる恐れがある。これに対して、S1 基準案を 2 つに分け、後者の「全般的な特徴」だけを先行して基準化し、S2 基準案と併せて同時に発効することで、S1 基準案と S2 基準案の中核部分を早期に発効できるようにする工夫も検討すべきである。

S2 基準案についても、対応・調整に時間がかかると考えられる「付録 B：産業別開示要求」については、切り離して基準化すべきである。

質問 15 — デジタル報告

ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務情報のデジタル消費を可能にすることを、作業の初期段階から優先的に行う予定である。紙ベースの消費と比較した場合のデジタル消費の主な利点は、情報の抽出及び比較を容易にする、アクセス性の向上である。IFRS サステナビリティ開示基準に従って提供される情報のデジタル消費を促進するために、IFRS 財団は IFRS サステナビリティ開示タクソノミを開発中である。本公開草案及び IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」〔案〕がタクソノミの源泉である。

タクソノミのスタッフ草案は、本公開草案の公表後すぐに公表される予定であり、タクソノミの不可欠な (essential) 提案の概要を含むスタッフ・ペーパーが添付される予定である。後日、タクソノミの提案の公開草案が、ISSB によって公開協議のために公表される予定である。

本公開草案の作成に関連して、タクソノミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか (例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など)。

我々の S1 基準案に関する意見書の質問 15 のコメントを参照されたい。

質問 16 — グローバル・ベースライン

IFRS サステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行えるようにするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、気候変動の影響 (effects) に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSB は、そのような他者によ

る要求事項が、IFRS サステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。

本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の諸側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

我々の S1 基準案に関する意見書の質問 14 のコメントを参照されたい。

質問 17 — その他のコメント

本公開草案で示された提案について、他にコメントはあるか。

我々の S1 基準案に関する意見書の質問 17 のコメントを参照されたい。

以上

資料：S2 基準案アンケート集計

当協会では、サステナビリティ報告研究会の委員及びCMAに対しS1基準案及びS2基準案に関するアンケートを実施し、S2基準案に関するアンケートについては20名から回答を得た。

Q1：目的

S2基準案の目的は、企業が、一般目的財務報告の利用者が以下を可能とする、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することとしています。

- (1) 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること
- (2) 気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応と戦略を理解すること
- (3) 気候関連のリスク及び機会に計画、ビジネスモデル及びオペレーションを適応させる企業の能力を評価すること

このようなS2基準案の目的は、妥当で明確だと思いますか。…質問1

(a) 妥当で明確であると思う。	17人	85.0%
(b) 妥当ではない、明確ではないと思う。	2人	10.0%
(c) どちらともいえない。	1人	5.0%
合 計	20人	100.0%

Q2：ガバナンス

S2基準案は、ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、気候関連のリスク及び機会を監督するガバナンス組織（ボード、委員会等）に関する情報について、以下の開示を要求しています。

- (1) 気候関連のリスク及び機会の監督について責任を負う機関又はその構成員の特定
- (2) その機関の気候関連のリスク及び機会に関する責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
- (3) 気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーを有する人材を確保する方法
- (4) 監督機関が気候関連のリスク及び機会の情報を得るプロセス及び頻度
- (5) 戦略、主要な取引に関する意思決定及びリスク管理の方針の監督にあたり、気候関連のリスク及び機会を考慮する方法

- (6) 気候関連のリスク及び機会に関する目標設定を監督し、目標の進捗をモニタリングする方法
- (7) 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割（専用の統制及び手続があるのか、ある場合には他の内部機能とどのように統合されているのかに関する情報を含む）

ガバナンスに関する開示目的と開示要求の提案に同意しますか。…**質問2**

(a) 同意する。	17人	85.0%
(b) 同意しない。	1人	5.0%
(c) どちらともいえない。	2人	10.0%
合 計	20人	100.0%

S2基準案は、戦略に関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、以下の開示を要求しています。

- I. 気候関連のリスク及び機会
- II. ビジネスモデル及びバリュー・チェーン
- III. 戦略及び意思決定
- IV. 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー
- V. 気候レジリエンス

Q3：戦略-I. 気候関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会の識別）

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会が短期・中期・長期のビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに及ぼす影響について、以下の開示を要求しています。

- (1) 気候関連のリスク及び機会並びにそれぞれの時間軸（リスク及び機会の識別の際は、付録B「産業別開示要求」の開示トピックの適用可能性を検討）
 - (2) 短期・中期・長期の定義、戦略計画の時間軸と資本配分計画とのつながり
 - (3) 識別されたリスクは、物理的リスク、移行リスクのどちらに該当するか
- 気候関連のリスク及び機会の識別方法と開示要求に同意しますか。…**質問3**

(a) 同意する。	12人	60.0%
(b) 同意しない。	4人	20.0%
(c) どちらともいえない。	4人	20.0%
合 計	20人	100.0%

Q4：戦略－II. ビジネスモデル及びバリュー・チェーン（企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中）

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会がビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響について、以下の（定量的ではなく）定性的な開示を要求しています。

- (1) バリュー・チェーンに与える現在の影響及び予想される影響
- (2) バリュー・チェーンのどこにリスクと機会が集中しているか

ビジネスモデル及びバリュー・チェーン（企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中）に関する開示要求に同意しますか。…**質問4**

(a) 同意する。	18人	90.0%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	2人	10.0%
合 計	20人	100.0%

Q5：戦略－III. 戦略及び意思決定（移行計画とカーボン・オフセット）

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定（移行計画を含む）に与える影響について、以下の開示を要求しています。

- (1) 気候関連のリスク及び機会への対応方法（目標達成のための計画を含む）
 - ① ビジネスモデルに対する現在の変更と予想される変更（直接的・間接的な適応・緩和の取組み等）
 - ② 計画に対する資源の供給方法
- (2) 目標に関する情報
 - ① 目標の見直しのプロセス
 - ② バリュー・チェーンを通じて達成される排出目標
 - ③ 排出目標を達成するにあたり使用するカーボン・オフセット（種類、依拠する程度、第三者による検証や認証スキームの有無など）
- (3) 前年度に開示した計画の進捗に関する定量的・定性的情報

戦略及び意思決定（移行計画とカーボン・オフセット）に関する開示要求に同意しますか。…**質問5**

(a) 同意する。	19人	95.0%
(b) 同意しない。	1人	5.0%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合 計	20人	100.0%

Q6: 戦略－IV. 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー（現在の及び予想される影響）

S2基準案は、気候関連のリスク及び機会が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響並びに短期・中期・長期にわたり予想される影響（財務計画にどのように含めたかを含む）について、以下の開示を要求しています（不可能な場合を除き、定量的情報（単一の金額又は金額の範囲）を開示）。

- (1) 直近の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響
- (2) 翌年度の資産・負債の帳簿価格に重要性がある修正が生じるリスクがある場合、識別したリスクと機会に関する情報
- (3) 戦略により財政状態のどのような変化が見込まれるか
- (4) 戦略により財務業績のどのような変化が見込まれるか
- (5) 上記開示事項について定量的情報を開示できない場合は、その理由

財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー（現在の及び予想される影響）に関する開示要求に同意しますか。…**質問6**

(a) 同意する。	16人	80.0%
(b) 同意しない。	3人	15.0%
(c) どちらともいえない。	1人	5.0%
合 計	20人	100.0%

Q7: 戦略－V. 気候レジリエンス

S2基準案は、気候関連のリスクに対する戦略（ビジネスモデルを含む）の気候レジリエンスについて、以下の開示を要求しています（不可能な場合を除き、シナリオ分析を用い（不可能な場合は代替方法による）、定量的情報を提供する場合、単一の金額又は金額の範囲を開示）。

- (1) 気候レジリエンスの分析結果
 - ① 分析による発見事項
 - ② 分析で考慮された重大な不確実性
 - ③ 短期・中期・長期にわたり戦略とビジネスモデルを調整・適応させる能力
- (2) 気候レジリエンスの分析方法
 - ① シナリオ分析を用いた場合、使用したシナリオ、時間軸、インプットなど
 - ② シナリオ分析を用いていない場合、代替的な方法や技法、使用した仮定、時間軸、インプットなど、及びシナリオ分析を用いることができない理由

気候レジリエンスに関する開示要求に同意しますか。…**質問7**

(a) 同意する。	14人	70.0%
(b) 同意しない。	1人	5.0%
(c) どちらともいえない。	5人	25.0%
合 計	20人	100.0%

Q8：リスク管理

S2基準案は、リスク管理に関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすることとしています。

この目的を達成するため、以下の開示を要求しています。

- (1) 気候関連のリスク及び機会を識別するためのプロセス
- (2) リスク管理目的で、リスクを識別、評価及び管理するためのプロセス
 - ① リスクに関連した発生可能性及び影響の評価方法
 - ② リスクの優先順位付けの方法（リスク評価ツールの使用を含む）
 - ③ インプットパラメータ（データソース、対象事業の範囲、使用する仮定など）
 - ④ 過去の報告期間と比較して使用されたプロセスが変更されたかどうか
- (3) 気候関連の機会を識別、評価及び優先付けするためのプロセス
- (4) 気候関連のリスク及び機会（関連する方針を含む）をモニタリング及び管理するためのプロセス
- (5) 気候関連のリスクを識別、評価及び管理するためのプロセスと、企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況
- (6) 気候関連の機会を識別、評価及び管理するためのプロセスと、企業の総合的なリスク管理プロセスとの統合状況

リスク管理に関する開示目的と開示要求の提案に同意しますか。…質問8

(a) 同意する。	19人	95.0%
(b) 同意しない。	1人	5.0%
(c) どちらともいえない。	0人	0.0%
合 計	20人	100.0%

S2基準案は、指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的を、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するののかについて理解できるようにすることとしています。この目的を達成するため、以下の開示を要求しています。

- I. 産業横断的指標カテゴリー
- II. 産業別指標
- III. 使用した他の指標（注：相当するQなし）
- IV. 気候関連の目標

Q9：指標及び目標—I. 産業横断的指標カテゴリー（産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出）

S2基準案は、産業横断的指標カテゴリーについて、以下の開示要求をしています。

(1) 温室効果ガス（GHG）

- ① スコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3排出（排出総量と排出原単位、GHGプロトコルを用いて計算）
- ② ①のスコープ1排出及びスコープ2排出のGHG排出量を、以下に分けて開示
 - (i) 連結会計グループ（親会社・子会社）
 - (ii) 関連会社・JV・非連結子会社等のグループ
- ③ ②(ii)の排出量を含めるために使用したアプローチ（例：GHGプロトコルにおける出資比率や経営支配に基づく方法など）、その選択理由、開示目的に照らした説明
- ④ ①のスコープ3排出のGHG排出量については以下の対応
 - (i) 上流及び下流の排出を含める
 - (ii) 排出量の測定に含まれるカテゴリーを開示
 - (iii) 排出量の測定にバリュー・チェーン構成企業からの情報を含める場合、その測定基礎を説明
 - (iv) (iii)のGHG排出を除いている場合、その理由を記載

- (2) 移行リスク
- (3) 物理的リスク
- (4) 気候関連の機会
- (5) 資本投下
- (6) 内部炭素価格
- (7) 報酬

産業横断的指標カテゴリー（産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出）に関する開示要求に同意しますか。…**質問9**

(a) 同意する。	14人	70.0%
(b) 同意しない。	2人	10.0%
(c) どちらともいえない。	4人	20.0%
合 計	20人	100.0%

Q10：指標及び目標－II. 産業別指標（産業別要求事項）

S2基準案の産業別開示要求（付録Bの11セクター・68産業）は、SASBスタンダードをほぼそのまま導入しています（一部、国際的な適用可能性のための修正、金融セクターに関連する指標の追加あり）。

SASBスタンダードには、以下の特徴があります。

- (1) 独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発されたもの
- (2) 持続可能な産業分類システム（SICS）に従って産業を分類
- (3) 産業ごとの開示トピック（各産業の企業にとって重要性のある可能性が最も高い気候関連のリスクと機会）を識別
- (4) 開示トピックに関連する、企業価値評価に資する情報の開示につながる可能性が最も高い指標を特定
- (5) 企業の活動の規模を定量化し、データの規格化と比較可能にするための活動指標を上記の指標とあわせて特定
- (6) 複数の産業にまたがる場合（例：コングロマリット企業）は、複数の産業に基づく開示要求が適用される場合がある

企業は、産業別指標の情報が企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある(material)と結論付けた場合、その特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならないとしています。

産業別指標に関する開示要求に同意しますか。…**質問11**

(a) 同意する。	8人	40.0%
(b) 同意しない。	9人	45.0%
(c) どちらともいえない。	3人	15.0%
合 計	20人	100.0%

Q11 : 指標及び目標－IV. 気候関連の目標

S2基準案は、気候関連の目標について、以下の開示要求をしています。

- (1) 目標への到達に向けた進捗を評価するための指標
- (2) 気候関連のリスク及び機会に対処するために設定した具体的な目標
- (3) 目標が絶対量目標か原単位目標のいずれか
- (4) 目標の目的（例えば、緩和、適応、又はセクターや科学に基づく取組みとの適合性等）
- (5) 気候変動に関する最新の国際合意（パリ協定等）において作られた目標との比較及び第三者による検証の有無
- (6) セクター別脱炭素アプローチ（SDA）の使用の有無
- (7) 目標が適用される期間
- (8) 進捗測定的基础となる期間
- (9) マイルストーン又は中間目標

気候関連の目標に関する開示要求に同意しますか。…質問10

(a) 同意する。	18人	90.0%
(b) 同意しない。	0人	0.0%
(c) どちらともいえない。	2人	10.0%
合 計	20人	100.0%

Q12 : 発効日

ISSBは、S2基準案の発効日を、S1基準案の発効日と同じにするべきか、それともS1基準案の発効日より早く又は遅くするべきかについて質問しています。

これは、S1基準案に含まれる要求事項の適用には、より長い時間がかかることが背景にあります。

S1基準案の発効日に対して、S2基準案の発効日はどのように定めるべきでしょうか。

…質問14

(a) S2 基準案の発効日は、S1 基準案の発効日と同じにする。	15人	75.0%
(b) S2 基準案の発効日は、S1 基準案の発効日より早くする。	3人	15.0%
(c) S2 基準案の発効日は、S1 基準案の発効日より遅くする。	2人	10.0%
合 計	20人	100.0%

Q13：コスト、便益及び見込まれる影響

ISSBは、S2基準案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束しています。

これについてコメントがあれば、【コメント】欄に記入してください。…[質問12](#)

Q14：その他のコメント

上記Q1～Q13に含まれないご意見のある方は、【コメント】欄に自由に書いてください。S2基準案のどの部分に関するご意見か分かる様に、S2基準案の質問番号、付録の名称等を明記してください。…[質問17](#)

以上